(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　十号
(三) 占用を制限する区域　区域
臼杵市野津町大字野津市字ホカソノ二六五六番一から同市野津町大字野津市字垣外二八六四番　備考
(四) 制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。
(五) 占用を制限する理由　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
(六) 占用の制限の開始の期日　令和七年四月四日
(七) 図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局佐伯河川国道事務所

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。
その関係図面は、令和七年四月三日から二週間一般の縦覧に供する。
令和七年四月三日　九州地方整備局長　森田　康夫

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　三十五号
(三) 占用を制限する区域　区域
武雄市武雄町大字武雄字高名畑一八〇〇番一から同市山内町大字犬走字三反田五七五三番二　備考
(四) 制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。
(五) 占用を制限する理由　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
(六) 占用の制限の開始の期日　令和七年四月四日
(七) 図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局佐賀国道事務所

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。
その関係図面は、令和七年四月三日から二週間一般の縦覧に供する。
令和七年四月三日　九州地方整備局長　森田　康夫

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　三十五号
(三) 占用を制限する区域　区域
佐世保市早苗町六九六番一から同市早苗町五一七番二まで　備考
(四) 制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。
(五) 占用を制限する理由　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
(六) 占用の制限の開始の期日　令和七年四月四日
(七) 図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局長崎河川国道事務所

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。
その関係図面は、令和七年四月三日から二週間一般の縦覧に供する。
令和七年四月三日　九州地方整備局長　森田　康夫

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　二百八号
(三) 占用を制限する区域　区域
柳川市大和町豊原字観音小路六一七番一から同市大和町豊原字前田五六一番一まで　備考
柳川市大和町塩塚字深町一三〇六番一から同市大和町塩塚字深町一三二五番二まで
(四) 制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。
(五) 占用を制限する理由　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
(六) 占用の制限の開始の期日　令和七年四月四日
(七) 図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局福岡国道事務所

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。
その関係図面は、令和七年四月三日から二週間一般の縦覧に供する。
令和七年四月三日　九州地方整備局長　森田　康夫

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　二百十号
(三) 占用を制限する区域　区域
うきは市吉井町生葉字高畑一〇〇一番二から同市吉井町新治字女塚八二二番まで　備考
(四) 制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。
(五) 占用を制限する理由　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
(六) 占用の制限の開始の期日　令和七年四月四日
(七) 図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局福岡国道事務所